

今後の協議に向けて

1 今後の協議事項について

- ・ 税率等の設定（第 3 回および 4 回運営協議会）

第 2 回の運営協議会で諮問を行い、県が示す令和 8 年度標準保険税率を基に案を作成し、具体的な税率等についてご協議いただく予定です。

2 入間市の方針

埼玉県国民健康保険運営方針の内容を踏まえ、国民健康保険事業を健全かつ安定的に運営するため、赤字額を解消し、県が示す保険税水準の統一に向け取り組む必要があります。

- ・ 赤字額（法定外繰入金）の解消

税負担の公平性や県国保運営方針に基づき、令和 8 年度までに法定外繰入金の解消を図る。

- ・ 標準保険税率に基づく税率等の改定

県が示す標準保険税率を基本として、法定外繰入金解消のため税率等の改定を実施する。

令和 9 年度以降、毎年、県が提示する市町村標準保険税率どおりに税率改定を実施する。

3 今後のスケジュールについて

(1) 国民健康保険運営協議会

① 5 月 1 3 日 令和 7 年度第 1 回入間市国民健康保険運営協議会

本日

② 7 月 8 日 令和 7 年度第 2 回入間市国民健康保険運営協議会

諮問

③ 1 0 月 7 日 令和 7 年度第 3 回入間市国民健康保険運営協議会

④ 1 2 月 1 6 日 令和 7 年度第 4 回入間市国民健康保険運営協議会

答申

⑤ 2 月 1 7 日 令和 7 年度第 5 回入間市国民健康保険運営協議会

※ なお、必要に応じて上記以外にも会議を開く場合があります。

(2) 答 申

- ・ 運営協議会での検討結果を答申とする。

(3) 議 会

- ・ 3 月議会全員協議会で説明
- ・ 3 月議会にて審議

(4) 議会での審議結果の報告

- ・ 5 月初旬 令和 8 年度第 1 回入間市国民健康保険運営協議会にて報告

(5) 広報活動

- ・ 5 月～6 月の間、税率改定について広報いるま等により周知を図る